

# 第3回座間味村議会定例会

第2日目

9月18日

令和7年第3回座間味村議会定例会会議録

招集年月日	令和7年9月17日			
招集場所	座間味村議会議場			
開閉会等 日時宣告	開議	令和7年9月18日 午前10時00分 議長宣言		
	閉会	令和7年9月18日 午後2時09分 議長宣言		
出席議員 (応招)	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	又吉文江	6番	宮平清志
	2番	西田吉之介	7番	宮平喜文
	3番	垣花太郎		
	5番	中村秀克		
欠席議員 (不応招)	議席番号	氏名	議席番号	氏名
会議録署名議員	5番	中村秀克	6番	宮平清志
職務のため議場に出 席した者	事務局長	中村和茂	臨時書記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村長	宮里哲	船舶・観光課長	仲宗根 寛
	副村長	宮平真由美	会計課長	宮平壮一郎
	教育長	垣花健	教育課長	糸嶺直生
	総務課長	松田力		
	住民課長	石川聖子		
	産業振興課長	宮平明		

## 令和7年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

(令和7年9月18日午前10時00分開議)

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	認定第2号	令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
3	認定第3号	令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
4	認定第4号	令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算認定について
5	認定第5号	令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
6	認定第6号	令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定について
7		提出議案の説明（議案第34号～議案第40号まで）
8	議案第34号	座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
9	議案第35号	座間味村犯罪被害者等支援条例の制定について
10	議案第36号	座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について
11	議案第37号	令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について
12	議案第38号	令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
13	議案第39号	令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
14	議案第40号	令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）について
15		報告（報告第3号～報告第6号まで）
	報告第3号	令和6年度健全化判断比率の報告について
	報告第4号	令和6年度資金不足比率の報告について
	報告第5号	令和6年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告
	報告第6号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

○ 議長（宮平喜文）

これから本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村秀克議員及び6番 宮平清志議員を指名します。

日程第2. 認定第2号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

国保に関する質疑を行います。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。本日も一日よろしくお願ひします。国保のほうの4ページ、5ページをお願いします。6款の保健事業費、こちらが予算減額で特定健康診査とかが190万円ほど計上されているんですが、支出済額のほうで70万円程度で止まっています。割合にすると35.6%ぐらいしか事業が執行されていないということになるんですが、この保健事業費はどうしてそういう割合になったのか経緯をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。お答えいたします。住民健診が3月に延期になりました。そのため、請求が今年度に来ましたため不用額として残っています。また、保健事業費も結果説明の際に実施しています栄養相談も延期になったため、不用額として残っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ちょっと日にちがずれたということで、お金の動きもずれたのが反映されているということですね。ありがとうございます。

その下、予備費、こちらのほうも予算では200万円計上されているんですが、執行されないまま不用額で200万円上がっています。こちらはその予備費の目的と、なぜ執行できなかったのか、その経緯を少しお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

医療費に充てるため予備費に計上していましたが、医療費が足りたために執行額がゼロとなっています。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3. 認定第3号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第3号 令和6年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4. 認定第4号 令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

## ○ 2番（西田吉之介議員）

10ページをお願いします。ちょっと具体的な話に入る前に大まかな話を伺いたいと思うんですけども、10ページの（2）経営指標に関する事項で、こっちに説明があるように経営の健全性を示す経営収支比率が106.1%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、また他会計補助金が2億円を超える形で受け入れており、一般会計に依存している状況にありますという説明があります。その下に、今後は一般会計の財政も厳しい状況が見込まれることから船舶運航事業会計の経営状況改善に努める必要がありますとありますが、これに対する具体的な対策を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

おはようございます。本日も一日よろしくお願ひいたします。まず経営改善に関しましては、やはり昨日もありましたとおり、まずは乗船率100%を目指すためにシステムの改修等を行うことが第一かと思っております。今後、運賃改定のほうも併せて行っていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。まず乗船率100%を目指す取り組み、まず始められるところからしっかりと行ってもらいたいと思います。

14ページをお願いします。14ページの会計のところです。一番上のほうに座間味村那覇事務所窓口等業務委託とあります。この委託契約金が4,261万2,000円となっていますが、これは最初の頃の3,000万円から比べて1,200万円ほど上がっています。この理由と、あとどこまで突っ込んでいいのかですが、向こうの雇用している人数がもし分かれば教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

那覇事務所の窓口委託業務に関しましては、金額のほとんどが人件費となっております。那覇出張所の委託の人数に関しましては、今現在9名となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

昨今の物価高騰とか賃金の値上げとかが続いているが、恐らく今後も人件費は上がっていくと思います。下がることはまずないですけれども、行政としてどれぐらいまでの上げ率というのか、そういう調整ができているのか。要は、那覇の窓口業務はかなり大事な仕事です。向こうが提示した金額でこっちができないよとなった場合、「いやいや、だったらこちらもできませんよ」という大きなトラブルが起こりかねないかなというふうに危惧していますので、その辺の見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

委託業者のみらいおきなわとは定期的にミーティングを行って、今のところ増額とかそういう話はないんですが、次年度に向けて、また予算も始まりますのでそこら辺はしっかりと調整して、交渉できるところは交渉していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

担当課長から話があったとおりですが、せんだって国のほうからの最低賃金の話が出てきました。沖縄においてもよいよ1,000円を超えるということで、10月1日からの開始になろうかと思いますけれども、そういった最低賃金が上がっていくことは国民生活にとってはいいことだと思っておりまして、そ

といった意味からしても、そもそもハレーションがあるはずですから、その中で私たちが委託をしているところだけではないと思うんですが、そういうところにも影響は出てくるというふうに思っております。しかしながら、これまで私たちが直接雇用をしていたときというのは、なかなか人材を集めるために苦労をしておりました。これぐらい今の状況でインバウンドが増えてきた場合に、中国語がしゃべれる方と英語がしゃべれる方というのは最低限ある程度の人数が必要だということも含めて考えると、今契約しているところだけが絶対ということではないんですが、派遣会社にお願いをすることでしっかりとコミュニケーションが図れるスタッフを雇うことができるというメリットがございますので、この辺は直接雇用で探せば多少なりとも安いところが出てくるのかもしれないんですが、やはりそれなりのスキルを持っている方を探すとなりますと、一定程度の歳出負担というのは致し方ない部分があろうかと思っておりまして、これも行政サービスといいますか、いわゆる経営改善、あるいは運行サービスの一環ということでしっかりとそういう人材を確保していきたいということでございますが、先ほど話をしたように物価高騰等も含めて大変な時期ではあります、今まさしく交渉中の料金改定の中でどれだけ収益を上げることができるのか、さらなる経営改善というのがやり尽くしている部分がございますので、しっかりとそこをやっていくこと。そして、それとは反対に住民負担をさらに上げることがないような仕組みづくり、それもしっかりと併せて今鋭意検討して、交渉しているところでございますので、その内容につきましてはまた改めて御報告をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。このチケット業務、窓口でチケットを買うというのから、今はもうネットの予約で事前決済も行えるようになっています。ただ、発行業務で長蛇の列が出るとかもありますので、空港もそうです。今は無人のタッチパネルで自分で発券する仕組みもありますので、今後新たな人材を迎えて、また教育して育ててというのももちろん必要ですけれども、ある程度外国の方のインバウンドを考えると、もう日本人よりも恐らくそういうチケット発行とかの手続は慣れていると思いますので、そういう機械の導入をして経費を抑える努力も今後は必要かと思いますので、その辺も検討していただきたいと思いますが、これも恐らく渡嘉敷村、粟国村、横のつながりで行えば少しでも安く抑えることは可能だと思いますが、その辺はいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お見込みのとおりでございまして、今粟国村、渡嘉敷村、本村において、一つの窓口でそれぞれのチケットを買えるようにしたほうがいいんじゃないかということで沖縄県の予算を活用させていただいて、今年3年目ですが、3年間にわたる検討事業を進めているところでございます。進捗状況は、なかなか私たちのほうが各種システム等は早く行っている部分もございますが、そういうのも含めて渡嘉敷村と粟国村がまだまだ私たちとの連携について、大幅ではやりたいと言っているんですけども、なかなか細かいところまでの合意に至らない部分がございます。そこがもしできるのであれば、また新たな仕組みを3村共同でシステム開発をしていきたいということもございまして、そういう背景があるものですから、今踏み込んで今以上のシステム改修というのを控えている部分は多少あります。もちろんちょっとした不具合に関してはしっかりとやっていきますが、そうした大胆なところは3村が一緒にになるのか、ならないのか、そこを見極めた上で、一緒にやるのであればお互いの低負担の中で新たな仕組みづくりをしていきたいというふうに考えてお

りますので、その答えが出るまでは、おっしゃるようなことはしたいところではありますけれども、しばらく我慢しているところでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。ぜひ実現できるよう、取組をお願いいたします。

次、22ページのほうをお願いします。22ページに令和6年度座間味村船舶事業企業債及び借入金明細書というページがございます。平成28年から令和7年まで借入れの金額と借入先、または償還終わり期が記載されています。これは今後座間味村が返済しないといけない、お金を返さないといけない金額が5億7,700万円と大きな数字があります。これを返済が始まる令和8年度、10年度、12、13、14、15、16、17、18、19と分けてみると、令和8年度、来年ですね、次年度4,300万円、令和10年度で2,900万円、そして令和12年度で9,100万円。私が一番危惧するのは、この令和13年度2億3,400万円、返済が近づいています。今座間味村のこの船舶で、他会計からの繰入れでどうにかもつているところなんですが、この返済の返済計画とそれに充てる財源はどういうふうに考えているのか、お伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

返済についても今現在は一般会計に頼らざるを得ないことになっておりますが、料金改定する中で返済額相当の売上げが見込まれるよう料金改定を進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

先ほど西田議員からありました船舶企業債の借入れ等に関して補足等の説明がありましたら、執行部の皆さんよろしくお願ひいたします。仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません、先ほど年度別の償還表を配付させていただきました。残高が5億7,746万3,699円になっておりますが、この償還表で見ると令和18年度までの償還となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。てっきり令和13年度に大きな支払いが来るのかと思っていましたが、毎年度毎年度の償却という返還を行って、これでもとあります今年度は1億900万円の支払い、次年度の令和8年度が9,800万円と。それを機に8,000万円、7,000万円と減っていくんですが、それでもやはり結構厳しいと思います。一般財源から支払うということだったんですが、これに対して運賃値上げが難しい、なかなか国との交渉がうまくいかないけれども、支払いはどんどん迫るわけで、その間の足りない部分というのは国とかからの補助を求めるることはできないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

航路にもよりますが座間味村、近隣の自治体も全部そうなんですけれども、公営企業だけではなく民間もそうです。飛行機もそうですが、地域公共交通的な発想で行きますと飛行機もそうですが赤字を補填していただける制度は現存しております。ただ、私たちが危惧しているのは、その赤字補填をしていただくのはいいんですが、単純に事前内定方式の中で、要は赤字補填ってどんなやってやるかという話なんですねけれども、決算じゃないんですよ。座間味村の航路事業は、来年度は大体どれぐらいの収支で、黒字になります、赤字になります、赤字だったら幾らの赤字になりますという想定をします。それを県経由で国に上げて、この損益計算の予定の計算書、これを国が認めた場合に、例えば座間味村が1億円の赤字で提出して、これが国で通った場合に、この1億円を国と沖縄県と座間味村が折半して親会計から座間味村に補填すると、そういう制度はあります。ただ、この制度の難しさは、事前内定方式であるということがまず一つあるんです。昨今の物価高騰というのは私たちが想定している以上に物価高騰の仕方が著しい、激しい伸びを示している。そこまで見越した次年度の収支見込み、決算見込みを出すのは非常に難しいというのが一つ。ルールの中で、そうは言っても例えば10億円の赤字を計上しましたということで出したとして認められても、過去3年の平均とかいろいろな附則、後からついてくるルールの中でいろいろな制約が出てきて、例えば私たちが1億円赤字になるだろうと計算しても、その中で国や県のところでいろいろな修正がかかってきたり、もう一つは、その赤字の要因の中にも、例えばこれは赤字を補填するための対象になる経費なのかどうか、対象経費と対象外経費というのがありますので、私たちはそのどちらも含めて赤字を考えていますから、その赤字の分を親会計含めてどうやって補填するかというのを考えるんですけども、国の制度の中では赤字になる計算になったとしても、これは赤字を補填するための必要経費としては認められませんと引かれていくと、私たちが1億円の赤字だと言っても、最終的には例えばこれが8,000万円になったり、5,000万円になったりということもあります。非常に苦しい状況があります。質疑に戻りますが、そういう制度はありますが、私たちからすると完璧ではないということで、これも全国離島振興協議会とかいろいろなところで決算ベースでやってくれよとか、過去3年間の平均では今の物価高騰にはそぐわないですねとか、いろんな話をさせていただいているんですが、やはり脈々と続いてきた制度でございまして法律も絡んでいたりするものですから、なかなかそれを改正するところまでは至らない部分がございます。これからもしっかりと訴えていくんですが、やっぱりそれを踏まえて考えますと、赤字補填制度に頼ることなく自立することが一番だというふうに考えておりますので、そういう経緯も含めて料金改定ということに踏み込んでいる次第でございます。ちなみに渡嘉敷村、粟国村も今年度が始まる前には料金改定に向けて一緒にタッグを組んでやっていこうという話だったんですが、両自治体に関しましてはとりあえず様子見をするということだったんですが、私たちはもうそう言ってはいられませんので、しっかりと単独ででも料金改定に向けて話を進めているということですが、なかなか国の考えている補正係数と私たちの考えている金額が合わないというところで、今立ち行かない部分があるということで、ちょっと別の説明までさせていただきましたが、現状と質疑に対するお答えということでございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。なかなか壁が多くて難しいとは思います。どうしても船舶は大きな事業なので、そこに目が行きがちですけれども、実際座間味村は観光立村でうたって日帰りの客も入れているわけですか

ら、稼働している人数はほかの自治体よりも大きくて、じゃあ実際観光の分野でもしっかりと観光客からお金を落としていた大いに、しっかりと村の財政に充てるという観光面も含めて大きく物事を捉えていかないといけないと思います。チケットだけで利益が上がらないのであれば、島に滞在している間にいかにメニューをつくって、いかに地産地消でお金を落とさせるかも含めて、行政としてもやはり考えるべきだと思いますので、なので漁業振興、農業振興、一次産業の振興に予算を入れて人材とかを育てて、整備して、しっかりとそこでふるさと納税も活用して、お金を全体で賄うという考え方、あとは各区においても、防災とか事業費に關しても自分たちで稼ぐ力というのもつけていくよう指導していく時期に来ていると思います。地縁団体になって区として正々堂々事業ができる団体も、区もあるわけですから、例えば自動販売機などの設置をして、その親会社から備蓄分、防災の観点から企業として飲み物とか、そういう長期保存が利くものを提供できないうかと。それを各区ごとの自動販売機の運営を行うことで防災も自分たちで、自助もつくっていきながら収益も上げる。恐らくじゃあ誰が管理するかとか、何もかも区長に任せるとかという話になってくるとまた話がこじれると思いますので、自助を育てていくためにも、行政として不測の事態が起きた時に「ここまでしかできないよ」というのはいつも松田課長が言ってくれています。自助を育てないといけないと。であるならば、やはりそういった大きな観点から見て区を育てていく、人を育てていく、ひいてはそれが観光産業につながって、観光収益でもって船舶の足りない部分も補っていくという観点が必要だと思います。その辺をちょっと、すみません、航路とはちょっとずれるかもしれません、見解のほうを伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。まさしく昨日の議論の続きだと思っておりまして、今船舶航路ですが、料金改定はしっかりとさせていただきたいとまずは思っております。それは今回は出せませんが、臨時議会等でぜひとも御協力をいただきたいということ、そして農業、水産業をしっかりと活性化させることでふるさと納税にもつながるよね、もちろんでございます。しっかりとそういったところも、去年あたりからふるさと納税についても、これまでもやってまいりましたが新たな展開を迎えていたというふうに思っておりますので、そこも直接的に、間接的にできることをしっかりとやっていきたいということと、どう収益を上げるか、昨日も話をしましたが、私たちも収益事業者ではございませんのでなかなか難しいところはございますが、法定外普通税というのを昨日も話をさせていただきました。現行の目的税100円をどうするのかという考え方もありますし、新たな目的税の創設という考え方もあります。その前から話をしているのは、新たに法定外普通税を取り入れようということ、こちらも同時並行で進めさせていただいているので、この3本柱じゃないんですが、そういったできるところをしっかりとやっていきたいということ。それと自助・共助を含めていろいろな話が出てきましたけれども、こちらもしっかりと総務課長を中心に防災ではやっていると思うんですが、ただ、やはりこれは私たちがいくら旗を振っても、笛を吹いても、なかなかうまくいかない部分がございます。いかに地域住民の皆様に御理解をいただきたいというところもありますので、こういったところは区長であり、そして議員の先生方であり、皆様方の御協力なしにはなし得ないというふうに思っておりますので、私たちはしっかりと旗振り役をさせていただきたいと思っておりますが、ぜひとも先ほどの話を実現するためには議員の先生と地域住民の皆様の御協力が必要でございますので、併せてこれからも引き続き御理解と御支援を賜りたいというふうに思っております。ぜひ一緒に実現できればというふうに思っております。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。今日もよろしくお願ひします。先ほどの村長の話、本当に私もそう思います。一緒に考えます。議員である私も、また元区長だった自分もいますので、本当に住民も一緒に村とタッグを組んで村を盛り上げていくという関係ができたら一番すばらしいなと。協働の地域ができたらとてもいいと思っています。戻りますけれども、一つ聞きたいことがあるんですけれども、14ページの今実際の委託業務、ドックとかはしょうがないかなと思うんですけれども、しょうがないじゃない、ごめんなさい、訂正です。ドック入りの工事は分かります。窓口業務の委託ということでみらいおきなわ、この内容的なことって人件費だけですか。それともほかにも委託に対してあるかどうか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

この委託料に関しては人件費と、あとはフェリーの出入港等に係る対応を行っていただいているので、ほぼ人件費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

9名の入件費がかかっているということで簡単に割ったら473万円、1人当たりの金額です。金額が、時給が高いとかがあるかなとは思うんですけれども、実際先ほどから運賃を改正するから、運賃を改正して何とか経営を立て直すという話もあるんですけれども、やっぱり経営努力の部分ではどういうふうに考えているのかなということがあります。今後の経営努力について、ただ運賃を上げますじゃなくて、ほかにどういうことがあるのか教えていただきたい。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この辺は、まさしくとても大切なところだと思っております。経営改善、いわゆる経営努力も含めてどういったことをしているのかというのは、先ほど西田議員からの質疑の中で説明をさせていただいた国との次年度以降の損益の計算を出すときに、座間味村の航路事業はどういったところが改善されましたか、どういったところを改善しますかというのは今手元にありませんのでしっかり話はできないんですけれども、そういういたところでも国からも求められておりまして、必要であればまたその辺のページを後で担当課長から頂ければいいと思いますが、細かいところの話は今すぐはできないんですけれども、しっかりと国からそういういたところも指摘というか、確認事項としてあります。そういう中で、できることをしっかりやっていくというところでございます。それと人件費に関しては、先ほど話をしたとおり派遣社員をお願いしているという部分もございまして、その中にはもちろん派遣社員に直接払う部分ではなくて、派遣会社に対して払うわけですけれども、その中にはその方々の社会保険料とかいろいろなものが入ってきますので、単純に1人当たりの単価が高いか安いかというのは、なかなか言いづらい部分がございます。併せて専門性のある、例えば英語がしゃべれます、しっかりと中国がしゃべれますというところも含めての賃金であり、社会保険料ですので、その辺を加味すると私たちとしてはやっぱり妥当な金額で人件費を間接的に、直接的に人件費を払っているわけじゃないんですが、委託料の中で人件費を払わせていただいているということでございまして、先ほどのどのような改善をしているかというのは、後でまた必要であればペーパーの中でお示しをしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

ありがとうございます。委託したらもちろん高くなるというのは分かるし、また人材を確保するのにいろいろ村でやつたら大変なこともあります。住むところから何から。そういう意味では致し方ないのかなと思うんですけれども、ほかの離島村はやっぱり村の職員が窓口業務、粟国村と渡嘉敷村はやっていると思います。座間味村は本当に並ぶお客様もどこよりも多いし、たくさん観光客が来ているので、ぜひそういう、昨日も言ったんですけれども日帰りのお客さんにどうするかとか、いろんなことも今後考えていってほしいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。 5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしくお願ひします。私は以前から赤字航路に関しては国からの航路補助事業があると聞いて、それがその赤字分の幾ら、何%ぐらい補償してくれるかというのを聞こうとしたんですが、今、同僚議員が質疑して村長からの答弁でいろいろハードルがあるということで、県や国ということで、できるだけ申請しないでやりたいということで、その辺までは詳しく知らなかつたので非常に勉強になったんですけれども、船舶の賃金改定はちょっとやむを得ない気がするんですけども、以前、座間味村行政が苦しいときに船舶からいろいろ繰り出してちょっと支援してもらったという過去もあったと思いますので、それなりに船舶も潜在能力はあると思いますので、これからみんなで協力し合いながら船舶を盛り上げて、それでまた座間味村も盛り上げていければなと思いますので、答弁はよろしいです。聞きたいことは村長がさつき答弁していましたので、それに対しての意見がありました。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。 2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

去る9月の頭にあった臨時議会で料金改定の件もありました。そのときも料金を上げるにしても、この利率では元も子もないという形で否決に至った経緯もあります。それも踏まえて今後もっと国としっかりと交渉もするとおっしゃっていますが、それでもやはりその前にできる課題もたくさんあったと思います。確かに予測困難な、社会状況が変動して物価高騰とか予測できないところもたくさんあったと思いますけれども、それでもやはりまだまだこれまでの潤っていた航路会計に引っ張られて、もっとシビアに航路会計を今後見ていかないといけないと思います。借入れのお話もしましたけれども、全部が全部令和18年度で返して、その後じやあ無借金になるのかといったら、そういう予測も立ちません。恐らくまた、その令和18年度に

行くまでの間に何か大きなことがあれば借入しないといけないとか、そういう不測の事態もしっかりと見極めていかないといけない座間味村だと思いますので、私はこの決算はもう少ししっかりと見直しをして、気を引き締めてもらいたいという意味も込めて反対の意見を出したいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

暫時休憩します。

休憩  
再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

船舶事業のほうもかなり厳しい状況ではあるんですけども、この料金の改定はしっかりと国と交渉していくだけで調整していくって、頑張ってください、村長。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対しては異議がありますので起立によって採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって認定第4号 令和6年度座間味村船舶事業会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5. 認定第5号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

簡水事業に関してですが、簡水事業のほうもやはり借入れがあって年度ごとの支払いがあります。水の使用量だけでは賄いきれない部分が出てきていると思います。もちろん県の補助とかもありますが、やはりこれも企業会計ということで本来なら単体で収支を出さないといけないんですが、足りない部分が出てきたときに、この足りない部分というのはどこから流用してくるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。この水道料金に関しましては、現在水道料金と一般会計からの繰入れとで会計を行っております。今現在、公営企業会計においてなんですが、企業局における広域化が進んでいる途中ですが、阿嘉島は広域化になっておりますが、座間味島が当初、今年4月からという予定でしたが、まだ広域化になっておりません。今、現状では来年の1月からというところになっております。来年の4月以降は完全に県の広域化になる予定でございます。その後の会計のバランスを見て料金を上げるか上げないか、どうするのかというのはその後の議論になると思いますが、その足りない部分については一般会計からの繰入れになると思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

補足をさせていただきます。今担当課長から話がございました、そのとおりでございますが、先ほど船舶でありましたので一緒に償還表を出させていただいております。どちらも今年度、来年度がピークを迎えて下がっていくというのが一つございます。それと水道に関しましては広域化が図られてきますので、今までの浄水場の運営がそのまま県のほうに、企業局に移っていくということで、私たちは水を1トン当たり幾らで購入をさせていただくことになりますから、そういった意味では支出の部分では大分減ってくるというふうに思っております。いかんせんこれまでの工事の残債、先ほど言った償還額が残っておりますので、その償還額の推移を見ないといけないんですが、この水道の広域化の大きな目的というのは、沖縄県に水を作るのをしっかりと管理をして資源開発が必要であればやつてもらおうという大きな趣旨が一つ。それと、それをやって沖縄本島並みの金額で水を購入させていただいて、配水をするというのが私たちの仕事になるということで、この2つで安心・安全な水を安定供給するというのが一つ。それと、それをやることによって安価な水を買うことができますので、将来的には水道料金を下げていこうというのが私たちの目的ですので、これは実は私のほうで平成23年ぐらいに提唱させていただいて実現した内容でございますので、私としては、この水道に関しましてはできるだけこれから下げていく、沖縄本島が基本料金と言つてもたしか700円とかそれぐらいだったと思うんですが、それぐらいの並みに落とすのが目標だよということで、ほかの離島自治体と一緒に沖縄本島周辺離島9自治体と沖縄県と協定を結んでやっているわけですから、できるだけ私としては今我慢できるところは我慢をして、最終的には村民の負担の軽減を図っていくんだけれども、安心して飲める水を安定して供給できる体制をつくっていく、これが大きな広域化でございますので、その方針を考えながら水道行政の運営をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 令和6年度座間味村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6. 認定第6号 令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

損益計算書と3ページを御覧いただいても分かるとおり、下水道事業でやはり営業損失等も多く出ています。簡易水道のほうは先ほど村長から説明がありました、広域化にすることで将来的に水道料金を下げてい

きたいという話がありました。これに併せて沖縄県のほうも令和5年3月に沖縄県汚水処理事業広域化・共同化計画というのを発表してはいます。これについて今後座間味村も、やはり単体で下水処理場の運営というのは人口も減少していく中で、利用料の徴収もかなり下がってくる見込みもある中で課題になってくると思います。それも踏まえて、今後その運営 자체をどうしていくのか見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。下水道事業の広域化というのも今県のほうで進めておりまして、我々も南部のほうに参画しております。その内容としましては、我々離島においてはそこまでのメリットがない広域化、というのは本島の陸続きの場所であれば、今、西田議員がおっしゃった下水処理場を一つにするとか、そういう効率化ができるんですが、我々離島においては何ができるかというと、一緒に事業を発注するとか、一緒に点検を行うのをみんなまとめてやるとか、そういうものに参画するというものの計画はありますが、この下水処理場を本島の市町村と一緒にするという計画にはなっておりませんので、そこは我々3つの島に下水処理場はありますから、それをいかに長寿命化して長持ちさせるか、今後また検討していく必要があると思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

水道の広域化、同じ施設を離島だけ造って、全体的な水道料金という価格を基に標準化していくこうという趣旨だと思います。下水道も課長がおっしゃるとおり陸続きではないので、なかなか施設を一緒にするとかは難しいと思いますけれども、やはり上水道と同じような考え方で全体的な下水収支をもって標準化していくという考え方も提案していくべきだと思います。県のほうもまだ計画をつくっている段階ですのでぜひ、やはり運営がままならい、上水道もそうですけれども、下水道はかなり重要なインフラ施設です。一度阿嘉のほうも下水が詰まってというトラブルも起きました。流れしていく水が流れないとかなり大変な事態になりますので、そこに収支が取れない、人件費が割けない、運営が難しいというのであれば、やはりそれは沖縄県として広域で見るべき課題であると考えます。その辺を県に提案したりする考えはあるか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

理想としては、おっしゃるとおりだと思っております。水道の広域化のようにできればいいというふうに思っておりますが、水道の公益化、一番分かりやすく言うと浄水場を県の企業局の財産にします、私たちは造り替えるんですけれども、持っている財産を財産放棄させていただいて、企業局に持っていただいて企業局で管理して、その管理している水が出来上がったところから生まれた、出来上がった水を買いますというのが、全く同じようなことを県が下水道においてもやってくれるのであればそういった状況になろうかと思いますが、そもそも組織の形としてというのがまず一つあります。県の場合は、水道事業に関しては企業局という大きな組織を持っておりまして、沖縄県知事とは別の任命権者がいて企業局長、それもその組織の

長です。そういった意味では座間味村に村長と教育長がいる、議長がいるようなイメージで企業局長がいるわけなので、そういった大きな組織になればそこまでできるのかもしれないですが、今の組織からすると、これはある程度想像も含めての話で大変申し訳ないんですが、沖縄県の場合、下水道は沖縄県土木建築部の下水道課しかないんです。そういったことを踏まえて考えますと、南部土木にも所属していません。南部土木は例えば道路とか港湾とか、そういった所はやりますけれども、そういった意味で広域化をするという意味では、一番のメリットはいわゆる浄水場の施設の財産を取得してもらうということ、そこは今の組織体制で考えますと非常にハーダルが高いんだと思っております。だからといって私たちも静観するわけではなくて、下水道の広域化も実現すれば私たち自治体にとってメリットが多いよねということになるのであれば、しっかりと話をさせていただきたいと思いますし、そういったところも含めて、この下水道の広域化の議論が始まっているというのは、これに関しては沖縄県のほうからそういった話が出ているということありますので、簡単ではないと思いますし、短い時間でできることではないと思いますが、県の推移を見守りつつも私たちが声を上げるところはしっかりと声を上げていくということ。それと調べてはおりませんが、自治法の問題ももしかしたら出てくるのかもしれませんので、法改正含めていろんなところの問題があるかもしれません、そういったところも含めてしっかりと議論を深めていきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 令和6年度座間味村下水道事業会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

今事務局のほうから議案審議の差替えがありましたので、そのとおりに進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第7. 議案第34号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第40号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それではよろしくお願ひいたします。今回の議案は第34号から40号までございますが、こちらも決算認定と一緒にございまして、せんだって行われた全員協議会の中で御説明をさせていただいておりますので、かがみだけの朗読で説明を省かせていただきたいと思っております。

#### 議案第34号

##### 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例 の一部を改正する条例について

座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例（令和元年座間味村条例第24号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出  
座間味村長 宮 里 哲

##### （提案理由）

ステージのみの村内使用料が日中と夜間で異なって設定されていたため正しい料金に改正する。  
これが、本議案を提案する理由である。

#### 条例第12号

##### 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例 の一部を改正する条例について

座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例（令和元年座間味村条例第24号）の一部を次のように改める。

別表ステージのみの項中「1, 600」を「1, 150」に、「1, 150」を「1, 600」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第35号

##### 座間味村犯罪被害者等支援条例の制定について

座間味村犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、本村、村民、事業者等の役割を明らかにするとともに、支援の基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、本案を提案するものである。

条例第13号

座間味村犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、村、村民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の回復及び軽減を図り、もって村民及び犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 村民等 村内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は村内で活動を行う者をいう。
- (4) 事業者等 村内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる、風評、誹謗、中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受けける精神的な苦痛、身体の不調、名誉棄損、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係するものをいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

2 村は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と相互に連携し、犯罪被害者等支援に係る体制を整備するものとする。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分に配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に関する手続を適切に進めることができるように、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 村は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 村は、前項に規定する相談、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡及び調整を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 村は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(村民等及び事業者の理解の増進)

第9条 村は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての村民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 村は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第11条 村は、犯罪被害者が早期に平穏な生活を営むことができるようするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の心身の状況に応じた支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 村は、犯罪等の被害を受けたことにより被害を受けた当時に居住していた住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、関係機関と連携し、一時的に住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 村は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し犯罪被害者支援について事業者等の理解を深めるとともに、就業支援その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第14条 村は、関係機関と連携し犯罪被害者が二次被害または再被害により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとする。

(支援の制限)

第15条 村は、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援は行わないものとする。

(委任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

議案第36号

座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき、座間味村過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出  
座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村過疎地域持続的発展計画に新たな事業（道路台帳及び林道・農道台帳再整備事業）を追加するため、同計画を変更するもの。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第37号

令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）

令和7年度座間味村一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101, 576千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 178, 216千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月17日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		99,083	8,223	107,306
	1 村 民 税	39,600	7,531	47,131
	2 固定資産税	41,159	639	41,798
	3 軽自動車税	4,131	53	4,184
9 地方特例交付金		0	137	137
	1 地方特例交付金	0	137	137
11 分担金及び負担金		1,270	353	1,623
	1 分担金	1,270	353	1,623
12 使用料及び手数料		90,591	46	90,637
	1 使用料	84,726	46	84,772
13 国庫支出金		242,101	15,808	257,909
	1 国庫負担金	29,113	1,771	30,884
	2 国庫補助金	211,793	14,037	225,830
14 県支出金		231,775	17,198	248,973
	1 県負担金	15,578	516	16,094
	2 県補助金	180,380	21,101	201,481
	3 県委託金	35,817	△4,419	31,398
16 寄附金		1,701	4,066	5,767
	1 寄附金	1,701	4,066	5,767
18 繰越金		40,000	55,803	95,803
	1 繰越金	40,000	55,803	95,803

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸 収 入		24,401	△58	24,343
	4 雜 入	17,610	△58	17,552
歳 入 合 計		2,076,640	101,576	2,178,216

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		37,152	△119	37,033
	1 議 会 費	37,152	△119	37,033
2 総 務 費		507,145	58,967	566,112
	1 総 務 管 理 費	461,235	57,197	518,432
	2 徴 税 費	18,285	1,648	19,933
	3 戸籍住民基本台帳費	20,660	218	20,878
	4 選 舉 費	5,144	△96	5,048
3 民 生 費	5 統 計 調 査 費	698	0	698
		177,677	19,001	196,678
	1 社 会 福 祉 費	139,392	12,097	151,489
4 衛 生 費	2 児 童 福 祉 費	38,285	6,904	45,189
		182,789	△888	181,901
	1 保 健 衛 生 費	94,939	1,596	96,535
6 農 林 水 産 費	2 清 掃 費	87,850	△2,484	85,366
		46,086	976	47,062
7 商 工 費	1 農 業 費	13,772	976	14,748
		165,075	△1,101	163,974
8 土 木 費	1 商 工 費	165,075	△1,101	163,974
		174,152	△551	173,601
	1 土 木 管 理 費	22,158	△584	21,574
	2 道 路 橋 り よ う 費	54,775	2,924	57,699
	3 河 川 費	5,145	1,549	6,694
9 消 防 費	7 空 港 費	24,663	△4,440	20,223
		216,210	4,191	220,401
	1 消 防 費	216,210	4,191	220,401

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		266,436	21,100	287,536
	1 教育総務費	97,782	16,445	114,227
	2 小学校費	65,739	5,447	71,186
	3 中学校費	18,585	119	18,704
	4 幼稚園費	43,272	△2,752	40,520
	5 社会教育費	4,022	△66	3,956
	6 保健体育費	37,036	1,907	38,943
歳出合計		2,076,640	101,576	2,178,216

議案第38号

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,413千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ242,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		31,166	184	31,350
	1 国民健康保険税	31,166	184	31,350

款	項	補正前の額	補正額	計
7 県 支 出 金		153,975	△8,012	145,963
	1 県 補 助 金	153,975	△8,012	145,963
11 繰 越 金		1	26,241	26,242
	1 繰 越 金	1	26,241	26,242
歳 入 合 計		224,248	18,413	242,661

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		25,091	△7,915	17,176
	1 総 務 管 理 費	25,035	△7,915	17,120
2 保 険 給 付 金		132,626	25,128	157,754
	1 療 養 諸 費	109,240	15,207	124,447
	2 高 額 療 養 費	22,375	8,421	30,796
6 保 健 事 業 費	3 出 産 育 児 緒 費	1,001	1,500	2,501
		2,486	1,200	3,686
	1 特定健康診査等事業費	2,010	1,200	3,210
歳 出 合 計		224,248	18,413	242,661

議案第39号

### 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,754	373	5,127
	1 後期高齢者医療保険料	4,754	373	5,127
5 繰越金		1	857	858
	1 繰越金	1	857	858
歳入合計		7,872	1,230	9,102

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,738	1,230	8,968
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,738	1,230	8,968
歳出合計		7,872	1,230	9,102

議案第40号

令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和7年度 座間味村船舶事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度座間味村船舶事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度座間味村船舶事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 船舶運航事業収益	1,085,424千円	24,654千円	1,110,078千円
第1項 営業収益	722,854千円	24,654千円	747,508千円

支 出

第1款	船舶運航事業費用	1,093,729千円	88,831千円	1,182,560千円
第1項	営 業 費 用	1,056,905千円	88,831千円	1,145,736千円

令和7年9月17日提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第8. 議案第34号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 座間味村歴史文化・健康づくりセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第35号 座間味村犯罪被害者等支援条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

全協のときにも質疑をしたんですけども、またお願いします。第7条の「村は、犯罪被害者等が」といろいろ書いていますけども、このとき村の窓口ということが出てくるんですけども、これはどこでありますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

窓口は住民課が担当になります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

分かりました。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 座間味村犯罪被害者等支援条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 座間味村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第36号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 座間味村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第11. 議案第37号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

12ページのほうです。空き家対策協議員報酬とか、もう一つ下のほうで空き家対策計画策定業務、それ

が519万2,000円と、あと報酬のほうが7万4,000円と、その計画というのはどういうような事業なのか、ちょっと教えていただきたいです。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずは今村のほうで、昨日も説明させていただきました空き家の調査を今実際行っておりまして、使える、使えないも別に、その家が使用できるのか、できないのかも置いといて、まず空き家の数の実態把握を今行っているところであります。そこから今後その空き家をどうやった利活用ができるかというふうなものの計画を立てるために、まず委託料プラスその計画のための委員を選定して、その委員を含めた上で、今後の空き家の利活用についての対策を取っていく報償費となっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この業務のほうに519万円というのがあるんですけども、510万円とかなり大きいんですけども、どういうような、これで510万円使うのかなと思って。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

実際でしたら、本来どこの自治体でもまずは基本的なものに関して空き家の調査から、その計画策定まで一括で行っている自治体がほとんどありますが、本村の場合は島が小さくて、役場職員も3島にいますし、そういったことからその調査分は差し引いて、この計画策定業務、そういったアシスタントをしてくれる業者を探して、一緒に計画策定をやっていくというのが趣旨ですので、まず基本的に業者に委託して、そこから委員を選定しながら、その業者の意見も聞きながら、様々なほかの自治体の空き家計画とかを策定していくところを選出しながら、委員の皆さんと今後の空き家に対しての利活用についての検討を図っていくという業務になります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この報酬というのは、どういう分担で報酬をするんですか。ちょっと教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

報酬は委員を選定しましたら、その委員の皆様が会議に出るときの報酬です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。私も一般質問では空き家対策に対していろいろやっているんですけども、空き家対策を早めに進めてもらわないと阿嘉島のほうはかなり空き家がどんどん増えてきているものですから、それを地域に、この空き家を区に委託したほうが私は一番手っ取り早いかなとは思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず計画策定業務に関しては専門的な業者と村内の委員の皆さんを合わせて検討していく、計画の策定は行っていきたいと思います。そこからその空き家の利用に関して、そういったものの計画をこの中に盛り込んでいくというところですので、今垣花議員がお話ししているのは恐らく、例えば阿嘉の空き家の対策とか、そういった交渉とか、そこを区に委託したらという話にはなると思うんですが、それはこの計画策定の中で盛り込んでいくのか、そういったのを委員の皆さんから聞きながら計画を立てていくものですので、そういうものを盛り込んでいったら、その後の空き家対策の実施のところに関しては、そういう区とやるのかというのを調整していくと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。いいことですので、ぜひ進めていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今のところでお伺いいたします。空き家対策協議会委員というのはどういう選出、誰がやるのか。例えば座間味区から何名とか、阿嘉区から何名とか、そういう島の人がやるのか。それとも外部がやるのか、役場の職員がやるのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず基本的に委員に関しては役場職員が入るものではなくて、役場職員はあくまでも事務局という形になります。一応村外から専門の知識のある方とか、また村内からも公募してやろうとしていますが、その中身の人数の座間味島、阿嘉島、慶留間島のバランスは今検討中でございます。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

金額が出てるので、全部で何人ぐらいというのは分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には今7名以内を想定しております。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません、同じところで質疑いたします。この9月での補正予算になってますが、スケジュール的には今年度内でその策定業務を終えるつもりなのか、この月ごとの計画を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的には年度内で終了させる予定で行っております。これも基本的に一括交付金を活用して、この事業を行う予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

15ページをお願いします。15ページの1目社会福祉総務費の中の物価高騰対策くらし応援給付金とあります。これについての詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは65歳以上の方に3万円、15歳以下の方に2万円を給付する予定となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

16歳から64歳までは何もないということでおよろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

補足なんですが、物価高騰対策の国から充てられている交付金でありまして、村としましてもやはり物価高騰で困っているのは全員だということで、そもそも国にもともと私たちも申請しようと思っていたのは、全世帯にという話で国とは交渉していたんですが、国のほうから御指摘があり、全員ではなく、要は手厚くしないといけない世帯にすみ分けをして給付するようにという御指摘があつたものですから、普通に例えれば我々公務員もみんな一律というのは物価高騰対策として消費するのではなく、要は所得のある方たちは貯蓄に回る可能性があるよねという御指摘があつたので、やはりそういった少し困っている世帯とか、そういうつたものをすみ分けして給付するようにという御指摘があつたので、今このような形になっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これは65歳以上の全員ですか。それとも所得に応じてとかはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回の給付は65歳以上、また中学生が15歳以下は全員、所得制限なしの全員給付になります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かに物価高騰対策で給付金がもらえるのはいいことだと思います。そしたら国のはうに65歳以上は3万円、15歳以下は2万円、では16歳から64歳までは1万円とかそういう形で、要は全体的に分けてはいいんですけども、みんなに平等に配るよということの話はもう一度できないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

交付金の限度額が決まっておりまして、恐らく今の話の内容で言ったら、そのすみ分けは各自治体に任せるとは思うんですが、今村としての考えはやはり高齢者の方、また子育て世代が物価高騰によって負担が大きいんだろうということで、このような仕組みにさせてもらっております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も今年の5月の選挙で当選をさせていただきまして、この公約の一つとして御高齢の皆様方に何かしら物価対策をしたいという話をさせていただきました。間髪入れずにそういった国からの支援策がありましたので、しっかりとこれを活用させていただきたいと思っております。確かに64歳の人からクレームが来ないかと言われると来る可能性はありますが、これはもう担当課長に頑張っていただいて、しっかりと説明をさせていただきたいと思いますので、ぜひ皆様方からも同じように説明をしていただければありがたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。これを機に、各区に恐らく老人会があると思います。ただ、なかなか年齢に達していても参加しないとか、「俺はまだそこには入らない」とかという方々がいますけれども、この給付金は65歳以上だから「俺には持って来い」という意見が出てくると思います。これを機に地域で行う区の敬老会だとか、そういう行事の参加率を上げるためにも、給付を行う際にはしっかりと、「今あなたが置かれている年齢で所属できる会があるのであれば、そちらのほうも参加してください」という条件つきもいかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

なかなか条件はつけられませんが、そういう広報はさせていただきたいと思います。議長、そう思いますよね。

○ 議長（宮平喜文）

私もこの前、敬老会でこれを答弁しました。入ると断言しました。

○ 村長（宮里 哲）

ちなみに議長もその対象になっておりまして、前回の座間味島の敬老会で来年から入ると宣言しておりましたが、今すぐ入るようにというふうに私からも話をしておりますので、そういう形で私もそういう運動

をさせていただきますが、議長含め議員の皆様方もぜひともそういった運動もよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

21ページ、下から3番目の修繕費、全協のときでは座間味港の門の扉ということで補正予算をつけてい  
るんですけれども、私が一般質問を出したときには扉と一緒に監視カメラもお願いしていたんですけども、  
そこは同時進行はできなかつたんでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

修繕費の座間味のほうの入り口の扉、両サイドですね、東側、西側となっております。監視カメラに関し  
ましては、補助事業等を探しながら検討していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

防犯のことですから早め早めに予算を探してきて設置をよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

18ページのし尿処理の車に関して、これはバキュームカーのことですよね。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

はい、おっしゃるとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

使われていない形になっていますけれども、これは納車はされているんですよね。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

納車が遅れまして、届いてはいるんですが、この4月からの5か月分のリース料を減額させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

このバキュームカーに関して私は前から思うんですけども、これは新車ではないですね。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

新車のほうを発注しておりましたが、二、三年かかるということで、新品ではないんですが、少し使用したものを見たものをリース会社と相談しましてリースをさせていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

以前のバキュームカーは故障が続いてかなり困っていたみたいなんですねけれども、こういうのは故障がすごいんですよ。バキュームカーとかは故障自体が頻繁に起きるものですから、やっぱりできれば新車のほうがよかったですと思ったんですけれども、その辺についてちょっと調子はどんなですかと思いまして、この購入した分に関して。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

来たばかりではあったんですが、少しポンプのほうが硬直していたということで先日修理に出しています。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。新車に越したことはないんですけども、このバキュームカーの場合はかなりいろんなものを吸い込んでやるものですから故障というのが頻繁に起きますので、この辺はよく注意して使うような形でよろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

戻りまして12ページなんですねけれども、総務費の中で最初の説明文、給与システムの委託料なんですか、中間サーバーV P N装置更改費とかいろいろあるんですけども、これは一体何を、全部合わせると結構な金額になるんですけども何でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず中間サーバーV P N装置の更改費とありますが、これは今、全国自治体でシステムの標準化というのを進めています。全国共通の例えば住民票とか税とか、全国一律のシステムに変更するための標準化という機械の更新を行っていまして、それに伴う費用となっております。また、リモートワーク整備事業導入費、リモートワーク整備事業保守に関しては、現在職員も子供連れとか介護が必要な方、家族がいらっしゃいますので、今本村では在宅実施勤務要綱というのを策定しまして、週に2日は子供の事情とか、病気とかですね、そういう職員のために在宅で仕事ができるように、今リモート端末を整備しております。さらに、今台数が少ないために台数の増大を予定しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

同じ12ページです。真ん中らへんにあるふるさと納税報償費、これは一体、この詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

これは昨日からの続きではありませんが、要は今ふるさと納税のシステム、さとふるとかを導入して増えています。この返礼品の支払いの料金となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

16ページをお願いします。民生費の3次世代育成費というところでの保育所等改修費、それぞれ家庭的保育事業もあります。詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

こちらは阿嘉島で家庭的保育を開設する予定であります、そちらの改修費と運営費のほうを計上させていただきました。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この補正で通って改修して、具体的にいつ頃からの運営が開始されるのかと、あとそれに伴う人材はもう確保できているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

承認していただいた後は年内には早めに改修をしていただいて、年内中には開設したいと思っております。人材のほうは確保できております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっとこの人材のところで気になるので伺います。その確保された人材は何名確保できたか伺っていいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

先ほどの西田議員からの家庭的保育事業の体制について、再度執行部のほうの答弁をお願いします。石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

体制のほうは保育士1名と支援員1名、また預かる定員のほうは定員3名以下を想定しております、またこれから公募をかけたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。続きまして19ページの土木費、道路維持費で、修繕費で270万円とあります。その下の村道カーブミラー設置工事も場所と詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えします。需用費の中の修繕費は、後原線のガードレールの修繕と阿佐地区の街灯の設置とニシバマのグレーチングの修繕があります。その下の村道カーブミラー設置工事、これは阿嘉島の中において区のほうから要望があった1か所の設置を想定しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次、22ページです。児童生徒交流施設管理費の修繕費、一番上のほうをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

宿泊する場所のクーラー2台分となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。その下の23ページ、一番下の学校給食共同調理場クーラー設置、これは前にも直したと思うんですけども、そんなにショットちゅう壊れるんですか。詳細を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

クーラーは老朽化に伴って1台が壊れると、また1台が壊れるというような形になっておりまして、今回また修繕費を入れております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今、調理室で使っているクーラーは全部で何台ありますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

調理室では1台です。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この機にちょっと伺っておきます。今後修繕が必要になりそうなクーラーの台数、おおむね何台把握していますか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

給食センターに関しては、もうないと見ております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今回ここにはもちろん上がっていないですが、阿嘉港の幼稚園のクーラーも壊れたということで、真夏を過ぎてよかったですと思うんですけども、また次年度の夏が始まるまでに学校関係の設備のクーラー等をチェックしていただいて、早め早めの対策をお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

同じく23ページの教育費、社会教育総務費の中で嬬恋村の交流事業マイナス6万6,000円とありました、今回嬬恋村は台風で来られなかつたという話は聞いたんですけども、予算は使ってないということだけれども、嬬恋村に関しての予算は6万6,000円だったんですか。補正前の額が79万9,000円あります。その中で嬬恋村の交流事業がなかつたってことで、6万6,000円マイナスということで理解していいですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

島に今回台風で来られなかつたというので、委託しておりましたサップとか、シーカヤックとか、シューノーケリング等の業者等のものです。これを来ていないので契約を破棄しましたので、その分です。

○ 議長（宮平喜文）

22、23ページまで来ましたが、ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 令和7年度座間味村一般会計補正予算（第4号）につい

ては、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩  
再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

日程第12. 議案第38号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 令和7年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第39号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 令和7年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第40号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）について議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

3ページをお願いします。3ページの修繕費についての詳細をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの修繕費については、来る11月から始まるクイーンざまみのドック費用となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。次、4ページのキャッシュフローのところで、1、業務活動によるキャッシュフローのそのすぐ下、当年度純利益又は当年度純損失のところで令和6年、先ほどの決算のところで航路事業が4,900万円ぐらいの当年度純利益を出しているはずなんですが、もうこの時点でマイナス5,100万円という数字になっているんですけれども、この損失の理由を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません、こちらにおきましては、この補正予算を作成する前は決算の認定を受けていませんので、そのときの純利益を計上しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ちょっと時系列がずれるということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、そうなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

でも前年度の令和6年9月の議会のときに船舶の補正予算、このときのキャッシュフローでは4,600万円ほどの黒字、純利益があるということからのスタートだったんです。今現在、たとえ決算が終えていないという時系列であったとしても、今現在の純利益がもうマイナス5,100万円になっているというのはどういうことなのか。どこにお金が消えていったのか伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休憩

再開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

大変失礼いたしました。先ほどの答弁は訂正させていただきたいと思います。こちら今4ページの当該年度利益または当該年度純損失ということで、こちらの額はまず当初予算が325万円ほどで組んでおりました。今回の補正で歳入が2,400万円余り、歳出が8,800万円余り計上させていただいておりまして、その差し引きがこちらに来ている形になります。このマイナスに関しましては、補填財源で賄うこととなっております。

再度説明させていただきます。まずこの当該年度純損失ということで、令和7年度の当初予算ではプラス325万円ほどで計上しておりました。そこから今回収入の2,400万円余りを足して、さらに歳出では8,800万円出でていますので、差額がこの5,100万円余りになっております。このマイナス5,100万円については令和6年度からの補填財源、いわゆる繰越金で賄うこととなっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

何となく理解できています。私は大丈夫なんですけれども、ただ、やはりこのキャッシュフローの数字をどんどん見ていくと未払金の増減額も、未払金のほうが1,459万2,852円とあります。収入のほうがまたないんですが、一時借入による収入が2,300万円、これもどこから来るのか、お伺いしてもいいですか。この4ページの3の財務活動によるキャッシュフローのすぐ下、一時借入による収入2,300万円はどこから来たのか教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらが先ほど言った決算との絡みで、こちらは実際今回の補正予算に当たって決算が終わるまでは借入れしないといけない財源になっていましたので、今回決算が認定されていますので、次回こちらに補填財源の金額が補正の際に入ってくる形になります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そのお金の移動だとか出し入れを行った結果、キャッシュフローの一番下、資金期末残高が52万1,000円ということで、これについてこれから必要なお金はどこから運用してくるのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらに関しましては、また決算が出るまで何とも言えないところではあるんですが、現在まず4月から8月までの売上げ、当初予算に比べて今回2,400万円ほど計上させていただいているので、今後の売上げによってどうなるか、また12月議会、12月の予算の執行状況等を鑑みながら調整していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

難しい質疑で、言葉が難しいですね。どの言葉を選んで言っていいかがちょっと難しいんですけども、要は今年度も足りないときは一般財源から借りますよというのが起こり得るというのを想定していてもよろしいんですか。それかまた何か企業債の借入れをするのか、どうしても先ほど2, 400万円ほどの売上げでもってとおっしゃいましたけれども、ドック費用で8, 900万円これに充てられるのであれば、どうしても残り52万円で残りの日数で収益を上げながら、なおかつ11月は約40日間ドックに入るので売上げが上がりません。その間の船員の給料だとか、そもそも備品費、かかってくるものに対してはどのようなやりくりを計画しているのか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの期末残高の52万1, 517円というのは、あくまでも令和8年3月31日時点に予測される数字となっておりますので、給与等は今現在ある予算内でやりくりできると考えております。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

先ほどの話なんすけれども、一時借入金とかというのはあくまでも瞬間的に多額の支払いをするために銀行等から一時的に借り入れるものでありますので、これは年度内にまた償還しないといけないということでございますから、これが財源になるということはあり得ません。当初予算の中で、あるいは補正予算の中で、これでは分かりづらいと思いますけれども、一般会計なんかで言う単式簿記のような発想で行きますと、計算上はちゃんと収入の中にはもちろん一般会計からの繰入金も入ってきますけれども、その収入で支出が貰えるような予算の調整ができているはずですので、この補正予算の場合はその部分部分の数字しか出てきませんから、それだけ見ると赤字だ、黒字だみたいな見え方になるかもしれません。私も複式簿記は詳しくないんですが、そういった大前提があるということはまず御承知おきいただく中で、大幅な赤字になる場合どうするのという話はまた別の話だと思っております。したがいまして、今回お金が入ってくる部分に関しては、お客様が増えたので見込みも含めて増額があります。それよりも前にこれだけの支出が多くなりましたので、これに対してどういった手当てで歳入に持ってくるかという話をこの中で説明をするためにこういった資料が出てくるわけですので、この資料の中の一部を取って赤字になるとか黒字になるとかということではないということは大前提としてあるというふうに思っておりまして、そこは御理解いただく中で全体的な数字で見ていただければありがたいと思います。ここだけで言うと確かに「マイナスの数字が大きいよね」みたいな話も出てくるのかもしれません、決してそういったことではなくて、最終的に全体等を見ると赤字にはならないような予算書が作られていると、調整されているというふうなことは大前提とありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

もちろん当初予算で収入に対して支出の割合が最初から赤になる予算組みはないとは思います。ただ、どうしても最初に組んでいたドック費用から物価高騰、人件費高騰、材料費も高騰して予想だにしない出費が重なるというのもまた事実であって、この船舶に関しても、私も議員になってから一般財源からの借入れとかを抜くと本当は赤字になってしまうと。これに関しては、やはりこの議会議員たちだけとか行政の人間だ

けが知るだけじゃなくて、本当は村民皆さんも知つていいと思うのです。このお金のやりくり、実は赤だけれども、一般財源から借り入れしてどうにか回していますよというのも如実に知る権利はあると思います。じゃないと今後賃上げ、値上げしたときにも「何ですよ」という話も出てきますし、じゃあこれまで見せていた決算書だとか、この座間味の広報紙でしっかりと周知することも必要だと思います。ただ、なかなか赤での報告ができないというのも事実あるとは思います、このジレンマをどうにか打破していかないと、要は我々だけでこの予算書を通して、我々だけ理解していても民意がついてこなければ、またそこはそこで担当業務を請け負っている職員の負担にもなりかねないので、しっかりとそこは数字を明確にして実は赤なんです、実はという言い方もおかしいですね。「赤です」と、「なので値上げに踏み切りました」という説明が必要になるときが来ると思います。それまでにしっかりと改めて周知する必要があると思いますが、その辺について見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

全くおっしゃるとおりでございまして、私たちは赤字になったとかはなかなか言わないんです。これは財政法に基づく部分もあるかと思いますが、赤字にしてはいけないというような基本的な考え方をございますので、例えばよくあるのは、石垣市でも今年問題になりましたが国保会計とかによくあります。蓋を開けてみると、実際に予期せぬことと言ったらおかしいのかもしれませんけれども、1月、2月、3月で大病をした人が何人かばんばんと出てきた場合に、それだけの財政負担が国保会計として生じるんですが、想定していないので予算が足りなかったということで9月の最終議会での補正をする場合もあるし、それ以降に知り得る場合もあるので、例えば繰上充用とかといういろいろな法的な手続を取って、最終的に決算上、最低でもマイナスにするというのが私たちの財政上の手続のやり方としてあります、とはいって一般会計から行った部分というのは借入金的な発想になりますので、一般会計分は赤字になります。例えば船舶の航路会計で言いますと令和元年、令和2年、令和3年というのは、令和3年、4年までかな、コロナの件でいろいろ大変なことがありました。それまでの会計としては、令和2年は2億4,000万円、あるいは令和3年は5,300万円、5,400万円余り、これはそもそも船舶が持っていた財政調整基金で賄うことができたんですが、令和4年以降で言いますと5,000万円、1億8,900万円、それから1億5,200万円、これが直近の令和7年度でございますけれども1億5,200万円、これにさらにまた来る、まだ今のところは来ていないのかな。そういう形で一般会計から借りていますよという発想は、私たちは常に持っています。それをいかに住民の皆さんに知らせるかというのはとても大切なことだと思いますので、それを周知した上で、なのでこうします、料金を上げますというような話になるかと、西田議員の話からするとそういうことだと思いますので、その伝え方がなかなか難しいところはあろうかと思いますけれども、また私たちとしてもいろいろと調整をさせていただく中で、実質今私たちの各会計がどうなのかというのを、いわゆるこういう場面での報告とは別に、いわゆる一般会計から幾ら借りているからその分赤字だよねという話ができるような環境であったりとか方法であったり、それはとても大切だと思うので勉強させていただきたい、研究をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和7年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 報告第3号 令和6年度健全化判断比率の報告についてから、報告第6号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について一括で報告をします。

本案について、村長の報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願ひします。

報告第3号

#### 令和6年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	11.2	73.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤

字額がないことを表す。

報告第4号

令和6年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：%）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
船舶事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
農業集落排水特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第5号

令和6年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる  
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」についての報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、令和6年度決算に基づく「引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費を別紙のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度 座間味村一般会計 決算  
引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入) 市町村交付金 (社会保障財源化分) 12,349 千円  
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 244,976 千円

(単位:千円)

充 当 事 業 名			経 費	左 の 財 源 内 訳						
				特 定 財 源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他	引上げ分 地方消費税額	その他		
社会福祉	款 民生費	項 社会福祉費 児童福祉費	目							
			老人福祉費	35,905	5,893		1,500	2,226		
			身体障害者福祉費	15,183	9,658			431		
			児童福祉総務費	1,767	1,286			38		
			児童措置費	35,652	30,249			422		
			次世代育成費	17,731	10,222			586		
小計				106,238	57,308	0	1,500	3,703		
社会保険	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	94,456	12,801		5,800	5,922		
			国民年金費	51	51			0		
			後期高齢者医療費	21,273	2,178		2,840	1,269		
小計				115,780	15,030	0	8,640	7,191		
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	7,677				599		
			予防費	7,488	889		467	479		
			母子衛生費	7,793	1,466		1,489	378		
小計				22,958	2,355	0	1,956	1,456		
合 計				244,976	74,693	0	12,096	12,349		
								145,838		

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（沖縄県町村土地開発公社）の経営状況を次のとおり報告する。

令和7年9月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告事項は以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで報告を終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和7年第3回座間味村議会定例会を閉会します。

閉会（午後2時09分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 宮平喜文

署名議員 中村秀克

署名議員 宮平清志